

「こんにちは藤沢市です」広告取り扱い基準

(趣旨)

- 1 この基準は、藤沢市（以下「本市」という。）が発行する「こんにちは藤沢市です」への広告（以下「広告」という。）の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

- 2 広告は、本市の行政広報の公共性及び品位を損なう恐れがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れがある広告
- (2) 政治的活動・宗教的活動に関する広告
- (3) 個人・団体の意見広告、名刺広告
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類する広告
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくない広告
- (6) 人権を侵害する恐れがある広告
- (7) 児童及び青少年の健全育成に反する恐れがある広告
- (8) 求人に関する広告
- (9) 塾、予備校等に関する広告
- (10) 医療法第6条の5及び第6条7の規定を遵守していない病院、診療所、助産所に関する広告
- (11) 責任者の所在・内容が不明確な広告
- (12) 国際条約・国内法規・景品表示法・独占禁止法に違反する広告
- (13) 社会問題になったものや、係争中の事柄を取り扱った広告
- (14) 新聞・テレビ等で取り上げられた事柄に関する広告
- (15) 虚偽、又は誤認される恐れがある広告
- (16) 最高・最大級の表現、断定的、効果・効能の表現、比較又は優位性の表現を確実な事実の裏付けがなく使用した広告
- (17) 不当な二重価格表示広告、おとり広告
- (18) 著作権・商標権・肖像権及びアマチュア規定に違反した広告
- (19) 「不動産の表示に関する公正競争規約」の表示規則が守られていない不動産広告
- (20) 必要表示事項のない金融関係の広告
- (21) その他広告として適当でないと藤沢市長が認めるもの